

衛生センターの次期施設整備計画について

市民環境部

衛生センター（し尿処理施設）は、昭和48年4月の稼働以来44年が経ち、一般的な耐用年数（30年）を大きく超え、経年劣化による設備類の不具合も多く、維持管理に多額の経費を要している状況である。

このため、新たな施設の整備計画について、庁内検討を進めているところであり、現在までの進捗状況を報告するもの。

1 施設整備の基本方針

(1) 現在の施設については、建て替えする方向で検討を進めた。

- ・ 老朽化に伴う、設備の不具合が多発している。
- ・ 部品についても、ほとんどが特注品となり、保全費用が高い。

(2) 改修工事（平成15～16年度）で建設された水槽設備は、今後の継続使用に耐えられることから、これを新施設でも活用することで、工事費用を抑えることが可能となり、最も経済的であると考えられる。

なお、今後の整備計画の進展に伴い、経済的効果が見込まれないとされた時は、この限りではない。

(3) 施設の必要処理能力については、稼働開始年の7年後に至る間のピーク年に対応できる施設規模とする。（廃棄物処理施設整備計画策定要領より）

稼働開始目標を平成34年度とした場合、ピークは平成34年度にあり、その必要処理能力は60千ℓ/日（し尿：5千ℓ/日、浄化槽汚泥：55千ℓ/日）となる。

なお、現行施設処理能力は100千ℓ/日である。

(4) 建設に必要な面積については、処理方式や施工プラントメーカーにより異なるものの、処理能力60千ℓ/日規模の施設であれば、いずれの処理方式においても、現施設の敷地の余裕部分に建設可能である。

(5) 処理浄化水放流管（県道小櫃佐貫停車場線に埋設 全長＝4km）及び、処理用水の水源（2号井 許可揚水量580m³/日・3号井 許可揚水量316m³/日）については既存施設を継続して活用する。

2 循環型社会形成推進交付金事業

(1) し尿処理施設を整備するに当たり、従来の衛生処理に加えて汚泥の資源化、再利用等を組み込んだ施設＝汚泥再生処理センターとすることで、国の「循環型社会形成推進交付金事業」の対象事業となる。

交付率：交付対象事業費の1/3

(2) 汚泥再生処理センターとしての採択要件

ア し尿及び浄化槽汚泥以外の有機性廃棄物を併せて処理する施設であること。

イ 施設で処理する汚泥の資源化（再活用）を図ること。

本市は、農業集落排水処理施設及び獣肉処理加工施設から発生する汚泥を受け入れており、現在の受入体制を維持することで、アの要件は満たされる。

また、イの資源化のメニューとして、メタン回収、堆肥化、炭化、助燃剤化、リン回収などがあり、これらを比較した結果、本市において、最も優位性があると思われる選択として、助燃剤化があげられた。

助燃剤化とは、汚泥再生処理センターから発生する汚泥を含水率70%以下に加工することで、焼却施設における使用燃料の節約に資するものをいい、本市の廃棄物処理委託先である君津地域広域廃棄物処理施設（KCS）に問い合わせたところ、僅少ではあるが、使用燃料の減少に効果が表れるとの回答を得ていることから、イの要件も満たしている。

3 施設整備のスケジュール

別紙 スケジュール表のとおり

4 発注方式の検討

廃棄物処理施設の建設工事は、各メーカーの特許、ノウハウ等に基づく特殊な設備装置の集合体であり、一般的な実施設計に基づく図面発注は、設計書（者）による特定業者の指定につながる恐れがあり、経済性や公平性の確保が困難である。

環境省「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」では、設計と施工を合わせて発注する「設計・施工一括発注方式」（性能発注方式）で行うことを推奨している。

衛生センター施設整備スケジュール

	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度		業務内容	備考
し尿処理施設整備方針検討に係る基礎調査業務		↕													合理性、経済性、維持管理性などを重視した施設整備方針を定めるための基礎調査及び基礎資料の作成を行う。	9月29日契約締結、期間3月末まで 金額1,999,080円
し尿処理施設整備に係る経済効率等検討業務		↕													基礎調査における検討結果を踏まえ、各整備方案の経済効率等について詳細な検討を行う。 一般的に「基本構想」と位置づけられるもの。	9月14日契約締結、期間3月末まで 金額1,602,720円
循環型社会形成推進地域計画策定業務			↕												施設整備を循環型社会形成推進交付金事業として実施するにあたり、手続上必要な計画の策定を行う。	7月27日契約締結、期間3月末まで 金額1,620,000円
地域計画期間															計画期間は平成30年4月1日から5年間 目標年度は平成35年度 事後評価は平成36年度	
施設整備基本計画策定業務							↕								施設の詳細な整備内容を定めるために策定。 施設規模、処理フロー、施設配置、事業運営管理計画等を検討する。	国庫補助事業
生活環境影響調査							↕								施設を建設することによる環境への影響調査。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠して実施する。	国庫補助事業
測量・地質調査							↕								建設予定地の測量及び地質調査を実施する。 また、調査結果を施設整備基本計画に反映させる。	国庫補助事業
既設アスベスト調査							↕								現行施設を解体するためのアスベスト含有量の調査を実施する。 また、調査結果を施設整備基本計画に反映させる。	
業者選定 (発注仕様書作成、評価、業者選定等)									↕						総合評価方式等による、施設整備事業者の選定から契約締結までの必要な事務手続さについて、専門知識を有する事業者(コンサル)の支援を受け実施する。	国庫補助事業
建設工事 (実施設計、建設、試運転)															施設の整備事業(実施設計、許可申請、施工、試運転、引渡性能試験など)	国庫補助事業
設計監理・工事管理															地方自治法、建築基準法等に基づき処理施設の整備事業を監理し、事業者に必要な指示、指導を行う。	国庫補助事業